

県南広域振興局長告示第7号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定医療機関が診療所又は薬局を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成21年1月13日

県南広域振興局長 勝 部 修

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
石川循環器科内科クリニック	奥州市水沢区中田町4番47号	平成20年8月31日
株式会社広田薬品花巻駅前薬局	花巻市大通り一丁目10番30号	平成20年10月31日